2024年4月　第35回目の制度更新について

●『みんなのMYポータル』みなさまと「きずな」をつなぐアプリができました。ご加入の方はインストールをお願いします。

●重病克服支援制度をご検討の皆さまへ
全年齢で重病克服支援制度100万円コースにご加入いただけるようになりました。

iOS　Android

みんなのMYポータル

高教組　総合福祉共済制度

き　ず　な

本制度の特長

●手ごろな保険料で充実した保障
相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

●毎年見直しができ、手続きが簡単
ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

●請求の手続きが安心・迅速
ご請求の際は、島根県高等学校教職員組合が窓口となり、お手続きをしっかりサポートします。

●配当金で実質的な負担を軽減
1年に1回収支計算を行い、剰余金が発生した場合は配当金としてお返しします。

●退職後も継続が可能
継続可能年齢は保障によって異なります。

配当のしくみ（イメージ図）

加入者が増えるほど制度は安定します。

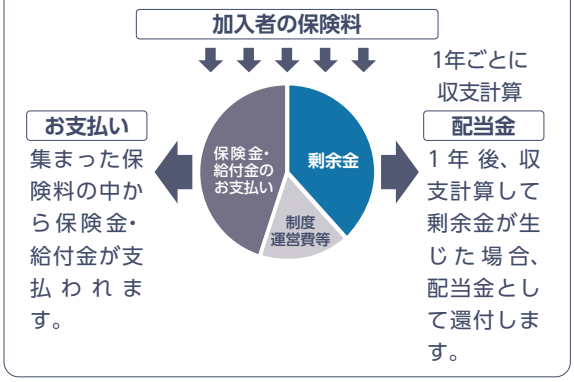

高教組共済「きずな」へあなたも

高教組の総合福祉共済制度「きずな」は、利潤を求めない、純粋に助け合いを追求した制度です。多くの組合員の皆さまに支えられて、発足から35年目を迎えました。

この間、社会情勢や生活スタイルの変化に合わせて制度の見直しを重ねてきました。

近年は、生活習慣病への保障を手厚くしたり、継続可能な年齢を引き上げたりするなど、より安心な制度設計を進めています。窓口が組合本部なので気軽に相談や請求ができます。

多くの方にご加入いただくことで、より安定した運営が可能になります。

ぜひ、この機会にご検討いただき、ご加入いただければ幸いです。

島根県高等学校教職員組合　執行委員長　小野山　享宏

ご注意

●【契約概要】・【注意喚起情報】はP7～13に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日	2023年11月24日(金)	責任開始期（加入日）	2024年4月1日(月)

［契約者］島根県高等学校教職員組合

制度全体イメージ図

制度に関することについては、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
フリーダイヤル(0120)07-0841　島根県高等学校教職員組合

私たちをとりまくリスク	必要となる資金	制　度　名
万一の場合（死亡・高度障害に備えて）	生活維持（生活復興）資金	遺族年金プラン
		遺族年金プラン プラス〔旧退職後継続コース〕
病気・ケガに備えて	入院医療費	医療保障保険（生命保険）
		オプション医療（損害保険）
特定疾病（悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中に備えて）	治療費	重病克服支援制度
長期療養・休職に備えて	生活維持資金	長期療養収入補償制度
ケガに備えて	通院・入院・手術費	傷害給付

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
※傷害給付の年齢は満年齢です。

団体扱い

加入　退職　65歳　66歳　69歳　70歳　75歳　80歳

- **65歳まで継続可能**
  継続最高年齢65歳（65歳まで更新可能）※1
- **74歳まで継続可能**
  継続可能年齢74歳（75歳満了）※2
- **69歳まで継続可能**
  継続最高年齢69歳（69歳まで更新可能）※1
- **69歳まで継続可能**
- **69歳まで継続可能**
  継続最高年齢69歳（69歳まで更新可能）※1
- **退職後は継続できません。**
- **80歳まで継続可能**

退職後制度

継続最高（可能）保険年齢	満了時保険年齢	
65歳	66歳	退職後リレープラン
74歳	75歳	
69歳	70歳	退職後終身医療保険
69歳	70歳	退職後重病克服支援制度

記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

退職後制度のお取扱いについては61～66ページをご覧ください

※1　遺族年金プラン、医療保障保険、重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
※2　遺族年金プラン　プラスの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

1 はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

	商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方 本人	ご加入いただける方 配偶者	ご加入いただける方 こども	掲載ページ
万一の備え	**遺族年金プラン** 年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】	◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	組合員(再任用者・期限付任用者・嘱託職員含む)及び準組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方注★	P.15
			[年齢は2024年4月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			
万一の備え	**遺族年金プランプラス** リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎退職後も保障を継続できます。 ◎余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)	組合員(再任用者・期限付任用者・嘱託職員含む)及び準組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 ※遺族年金プランの加入が必要です。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)	P.27
			[年齢は2024年4月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			
病気・ケガへの備え	**医療保障保険+オプション医療** **医療保障保険** 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	<医療保障保険> ◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	組合員(再任用者・期限付任用者・嘱託職員含む)及び準組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※遺族年金プランの加入が必要です。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方注☆	P.31
			[年齢は2024年4月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			
三大疾病・介護等への備え	**オプション医療** 医療保険【損害保険】	<オプション医療> ◎病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。 ◎三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。 ◎所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。	組合員(再任用者・期限付任用者・嘱託職員含む)及び準組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	P.32
			[年齢は2024年4月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			

はじめに
契約概要
注意喚起情報
遺族年金プラン
遺族年金プランプラス
医療保障保険+オプション医療
重病克服支援制度
健康づくりサポート
長期療養収入補償制度
傷害給付
ご注意いただきたいこと
退職後制度のご案内

次ページに続く

	商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方 本　人	ご加入いただける方 配偶者	ご加入いただける方 こども	掲載ページ
重い病気への備え	**重病克服支援制度** 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】	◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。（リビング・ニーズ特約）	組合員（再任用者・期限付任用者・嘱託職員含む）及び準組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方） ※遺族年金プランの加入が必要です。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）	P.35
			［年齢は2024年4月1日現在の満年齢です。　配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。］			
健康増進	**健康づくりサポート** 健康づくりサポート	◎健康増進に役立つ情報を提供します。 ◎楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。	ご加入いただける方についてはP43をご覧ください。			P.43
長期休職への備え	**長期療養収入補償制度** 精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】	◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。	組合員（再任用者・期限付任用者・嘱託職員含む）及び準組合員で、18歳以上64歳以下の方 ※遺族年金プランの加入が必要です。	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）	P.45
			［年齢は2024年4月1日現在の満年齢です。］			
ケガへの備え	**傷害給付** 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】	◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害（ケガ）を補償します。 ◎地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害を補償します。	組合員（再任用者・期限付任用者・嘱託職員含む）及び準組合員で、18歳以上65歳以下の方（継続は80歳までの方）注● ※遺族年金プランの加入が必要です。	18歳以上65歳以下の方（継続は80歳までの方）注●	0歳以上22歳以下の方注★・注●	P.47
			［年齢は2024年4月1日現在の満年齢です。］			

その他ご加入にあたっての注意事項

- ●配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。（配偶者・こどものみの加入はできません。）
- ●本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- ●医療保障保険＋オプション医療<オプション医療>のみのご加入はできません。医療保障保険＋オプション医療<医療保障保険>と同額にてご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

ご注意
ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。
P.10

はじめに
契約概要
注意喚起情報
遺族年金プラン
遺族年金プランプラス
医療保障保険＋オプション医療
重病克服支援制度
健康づくりサポート
長期療養収入補償制度
傷害給付
ご注意いただきたいこと
退職後制度のご案内

2 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。
ここでは遺族年金プラン・傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・重病克服支援制度・遺族年金プランプラス・長期療養収入補償制度について記載しております。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

遺族年金プランプラスについては、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。

その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

主な保障内容

保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

遺族年金プラン P.15
遺族年金プランプラス P.27
医療保障保険+オプション医療<医療保障保険> P.31
医療保障保険+オプション医療<オプション医療> P.32
重病克服支援制度 P.35
長期療養収入補償制度 P.45
傷害給付 P.47

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。（初回は３月分給与より）
※ボーナス時保険料（遺族年金プラン）については、年２回の賞与（６月と１２月）より控除します。

3 配当金

配当金の対象となる商品（下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。）

遺族年金プラン
医療保障保険+オプション医療<医療保障保険>

遺族年金プラン・医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、遺族年金プランプラスについては、保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

（事務幹事）　明治安田生命保険相互会社　本社：東京都千代田区丸の内2－1－1
　　明治安田損害保険株式会社　本社：東京都千代田区神田司町2－11－1

［遺族年金プラン］［医療保障保険+オプション医療<医療保障保険>］［重病克服支援制度］［遺族年金プランプラス］

明治安田生命保険相互会社

［傷害給付］［医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞］［長期療養収入補償制度］

明治安田損害保険株式会社

3

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。
ここでは遺族年金プラン・傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・重病克服支援制度・遺族年金プランプラス・長期療養収入補償制度について記載しております。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

ご注意
保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、
お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例　約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金（保険金）の事例　責任開始期（加入日）前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金（保険金）をお支払いできません。

特定疾病保険金の事例　生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期（加入日）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物（がん）」の条件には、「責任開始期（加入日）前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期（加入日）以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期（加入日）前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期（加入日）前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

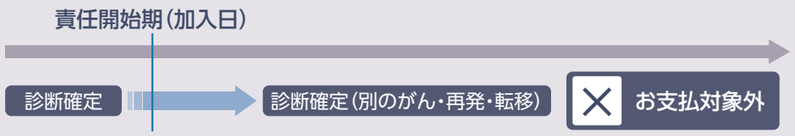

解除・免責　告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - 責任開始期（加入日）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき　など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.49

補償の重複について（損害保険）
既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。
P.57

2 告知内容について

ご注意
◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.3をご参照ください。
【遺族年金プラン・医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・重病克服支援制度・遺族年金プランプラス・長期療養収入補償制度】
STEP1・2へお進みください。
【傷害給付】
就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日（告知日）現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本　人

現在の就業状態
病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
㊟「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

現在の健康状態
医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
㊟①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

次ページに続く

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

遺族年金プラン 遺族年金プランプラス	重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険+オプション医療<医療保障保険> 医療保障保険+オプション医療<オプション医療> 長期療養収入補償制度
過去12カ月以内の健康状態 申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、**別表**記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。	**過去3カ月以内の健康状態** 申込日（告知日）より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 ㊟検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
	過去5年以内の健康状態 申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは**別表**記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。	**過去2年以内の健康状態** 申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 ㊟①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 **現在までの健康状態** 申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。	

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

<遺族年金プラン・医療保障保険＋オプション医療<医療保障保険>・重病克服支援制度・遺族年金プランプラスの場合>

企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み（新規加入・増額）ください。

<重病克服支援制度・遺族年金プランプラスの場合>

引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社　団体保険ご照会窓口　0120-661-320

受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といい、下記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。

なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき

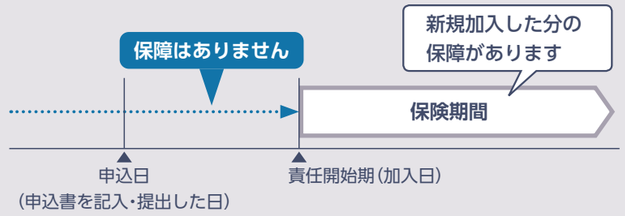

既に加入している保障額を増やしたとき（増額したとき）

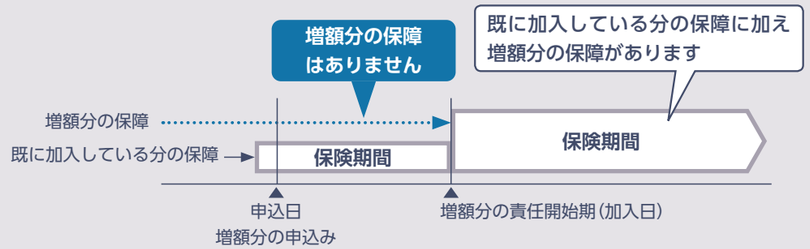

<遺族年金プラン・医療保障保険＋オプション医療<医療保障保険>・重病克服支援制度・遺族年金プランプラスの場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

次ページに続く

4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.59

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。P.11

4 遺族年金プラン

保険期間　2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

加入対象者　本人　配偶者　こども

保障内容等（契約概要部分）

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

P15 ～ P16 記載以外のコースは「既加入者専用コース」となります。
「既加入者専用コース」には新規加入および、コース変更はできません。

※既加入者専用コースの保障内容、保険料は P21 ～ P25 をご参照ください。

月額給付＋ボーナス給付（年2回）コース

本人								
申込コース	死亡・高度障害のとき							
	月額給付				ボーナス給付（年2回）			
	年金原資【死亡・高度障害保険金】（万円）	年金受取期間（年）	年金月額（約 万円）	月額給付年金受取総額（約 万円）	年金原資【死亡・高度障害保険金】（万円）	年金受取期間（年）	ボーナス給付額（約 万円）	ボーナス給付年金受取総額（約 万円）
Y1	3,800	30	12.0	4,332	700	5	70.7	707
Z1	3,500	25	12.9	3,893	500	5	50.5	505
A1	3,000	25	11.1	3,337	500	5	50.5	505
F1	2,500	20	11.3	2,715	500	5	50.5	505
J1	2,000	20	9.0	2,172	500	5	50.5	505
O1	1,500	15	8.8	1,590	1,000	15	35.3	1,060
S1	1,000	10	8.6	1,035	660	10	34.1	683
X1	600	5	10.1	606	330	5	33.3	333

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族年金プランは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

月額給付コース

本人				
申込コース	死亡・高度障害のとき			
	年金原資【死亡・高度障害保険金】（万円）	年金受取期間（年）	年金月額（約 万円）	年金受取総額（約 万円）
Y	3,800	30	12.0	4,332
Z	3,500	25	12.9	3,893
A	3,000	25	11.1	3,337
F	2,500	20	11.3	2,715
J	2,000	20	9.0	2,172
O	1,500	15	8.8	1,590
S	1,000	10	8.6	1,035
X	600	5	10.1	606

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
  実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金（保険金額）のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者	
申込金額（万円）	死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】（年金原資）（万円）
1,000	1,000
800	800
600	600
400	400
200	200

こども	
申込口数（口）	死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】（万円）
1	400

保険金のお支払いに関するご注意

ご注意

- **死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。**
- **高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。**
  ※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.50

ご注意　保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.50

次ページに続く

保険料

◎保険料　「半年払」とは、ボーナス分の保険料のことです。(月払とは別に年2回)

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

月額給付＋ボーナス給付(年2回)コース

本　人									
申込コース	性別	保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		15～35歳 (1988.10.2～2009.10.1)		36～40歳 (1983.10.2～1988.10.1)		41～45歳 (1978.10.2～1983.10.1)		46～50歳 (1973.10.2～1978.10.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
Y1	男性	3,154	3,521	3,952	4,410	5,282	5,894	7,638	8,526
	女性	2,128	2,373	3,420	3,815	4,066	4,536	5,852	6,531
Z1	男性	2,905	2,515	3,640	3,150	4,865	4,210	7,035	6,090
	女性	1,960	1,695	3,150	2,725	3,745	3,240	5,390	4,665
A1	男性	2,490	2,515	3,120	3,150	4,170	4,210	6,030	6,090
	女性	1,680	1,695	2,700	2,725	3,210	3,240	4,620	4,665
F1	男性	2,075	2,515	2,600	3,150	3,475	4,210	5,025	6,090
	女性	1,400	1,695	2,250	2,725	2,675	3,240	3,850	4,665
J1	男性	1,660	2,515	2,080	3,150	2,780	4,210	4,020	6,090
	女性	1,120	1,695	1,800	2,725	2,140	3,240	3,080	4,665
O1	男性	1,245	5,030	1,560	6,300	2,085	8,420	3,015	12,180
	女性	840	3,390	1,350	5,450	1,605	6,480	2,310	9,330
S1	男性	830	3,320	1,040	4,158	1,390	5,557	2,010	8,039
	女性	560	2,237	900	3,597	1,070	4,277	1,540	6,158
X1	男性	498	1,660	624	2,079	834	2,779	1,206	4,019
	女性	336	1,119	540	1,799	642	2,138	924	3,079

本　人					
保険料(円)					
年齢【保険年齢】(生年月日)					
51～55歳 (1968.10.2～1973.10.1)		56～60歳 (1963.10.2～1968.10.1)		61～65歳 (1958.10.2～1963.10.1)	
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
11,590	12,936	17,556	19,600	27,360	30,541
8,170	9,121	10,792	12,047	14,592	16,289
10,675	9,240	16,170	14,000	25,200	21,815
7,525	6,515	9,940	8,605	13,440	11,635
9,150	9,240	13,860	14,000	21,600	21,815
6,450	6,515	8,520	8,605	11,520	11,635
7,625	9,240	11,550	14,000	18,000	21,815
5,375	6,515	7,100	8,605	9,600	11,635
6,100	9,240	9,240	14,000	14,400	21,815
4,300	6,515	5,680	8,605	7,680	11,635
4,575	18,480	6,930	28,000	10,800	43,630
3,225	13,030	4,260	17,210	5,760	23,270
3,050	12,197	4,620	18,480	7,200	28,796
2,150	8,600	2,840	11,359	3,840	15,358
1,830	6,098	2,772	9,240	4,320	14,398
1,290	4,300	1,704	5,679	2,304	7,679

次ページに続く

月額給付コース

本　人

申込コース	性別	月払保険料(円) 年齢【保険年齢】(生年月日) 15～35歳(1988.10.2～2009.10.1)	36～40歳(1983.10.2～1988.10.1)	41～45歳(1978.10.2～1983.10.1)	46～50歳(1973.10.2～1978.10.1)	51～55歳(1968.10.2～1973.10.1)	56～60歳(1963.10.2～1968.10.1)	61～65歳(1958.10.2～1963.10.1)
Y	男性	3,154	3,952	5,282	7,638	11,590	17,556	27,360
	女性	2,128	3,420	4,066	5,852	8,170	10,792	14,592
Z	男性	2,905	3,640	4,865	7,035	10,675	16,170	25,200
	女性	1,960	3,150	3,745	5,390	7,525	9,940	13,440
A	男性	2,490	3,120	4,170	6,030	9,150	13,860	21,600
	女性	1,680	2,700	3,210	4,620	6,450	8,520	11,520
F	男性	2,075	2,600	3,475	5,025	7,625	11,550	18,000
	女性	1,400	2,250	2,675	3,850	5,375	7,100	9,600
J	男性	1,660	2,080	2,780	4,020	6,100	9,240	14,400
	女性	1,120	1,800	2,140	3,080	4,300	5,680	7,680
O	男性	1,245	1,560	2,085	3,015	4,575	6,930	10,800
	女性	840	1,350	1,605	2,310	3,225	4,260	5,760
S	男性	830	1,040	1,390	2,010	3,050	4,620	7,200
	女性	560	900	1,070	1,540	2,150	2,840	3,840
X	男性	498	624	834	1,206	1,830	2,772	4,320
	女性	336	540	642	924	1,290	1,704	2,304

配偶者

申込金額(万円)	性別	月払保険料(円) 年齢【保険年齢】(生年月日) 18～35歳(1988.10.2～2006.10.1)	36～40歳(1983.10.2～1988.10.1)	41～45歳(1978.10.2～1983.10.1)	46～50歳(1973.10.2～1978.10.1)	51～55歳(1968.10.2～1973.10.1)	56～60歳(1963.10.2～1968.10.1)	61～65歳(1958.10.2～1963.10.1)
1,000	男性	830	1,040	1,390	2,010	3,050	4,620	7,200
	女性	560	900	1,070	1,540	2,150	2,840	3,840
800	男性	664	832	1,112	1,608	2,440	3,696	5,760
	女性	448	720	856	1,232	1,720	2,272	3,072
600	男性	498	624	834	1,206	1,830	2,772	4,320
	女性	336	540	642	924	1,290	1,704	2,304
400	男性	332	416	556	804	1,220	1,848	2,880
	女性	224	360	428	616	860	1,136	1,536
200	男性	166	208	278	402	610	924	1,440
	女性	112	180	214	308	430	568	768

こども

申込口数(口)	月払保険料(円)	
1	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2001.10.2～2021.10.1)

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

次ページに続く

＜既加入者専用コースについて＞

現在、既加入者専用コースにご加入の皆さまへ

P21～P25に記載の既加入者専用コースは、取扱いを停止しております。
現在、既加入者専用コースへご加入の方はP15～P19をご参照のうえ、コースの変更手続きをお願いいたします。

※告知内容に非該当の方や、申込書のご提出が無い場合は現在加入コースでの更新となります。
※既加入者専用コース以外のコースについて、内容、詳細等はP15～P19をご参照ください。

＜保障額＞　【加入対象区分：本人】　死亡・高度障害のとき

月額給付＋ボーナス給付（年2回）コース

本　人								
申込コース	死亡・高度障害のとき							
	月額給付				ボーナス給付（年2回）			
	年金原資【死亡・高度障害保険金】（万円）	年金受取期間（年）	年金月額（約 万円）	月額給付年金受取総額（約 万円）	年金原資【死亡・高度障害保険金】（万円）	年金受取期間（年）	ボーナス給付額（約 万円）	ボーナス給付年金受取総額（約 万円）
B1	3,000	20	13.5	3,258	500	5	50.5	505
C1	3,000	15	17.6	3,181	500	5	50.5	505
D1	3,000	10	25.8	3,105	500	5	50.5	505
E1	2,500	25	9.2	2,781	500	5	50.5	505
G1	2,500	15	14.7	2,651	500	5	50.5	505
H1	2,500	10	21.5	2,587	500	5	50.5	505
I1	2,000	25	7.4	2,225	500	5	50.5	505
K1	2,000	15	11.7	2,121	500	5	50.5	505
L1	2,000	10	17.2	2,070	500	5	50.5	505
M1	1,500	25	5.5	1,668	1,000	15	35.3	1,060
N1	1,500	20	6.7	1,629	1,000	15	35.3	1,060
P1	1,500	10	12.9	1,552	1,000	10	51.7	1,035
Q1	1,000	20	4.5	1,086	660	10	34.1	683
R1	1,000	15	5.8	1,060	660	10	34.1	683
T1	1,000	5	16.8	1,010	660	5	66.6	666
U1	600	20	2.7	651	330	5	33.3	333
V1	600	15	3.5	636	330	5	33.3	333
W1	600	10	5.1	621	330	5	33.3	333

月額給付コース

本　人				
申込コース	死亡・高度障害のとき			
	年金原資【死亡・高度障害保険金】（万円）	年金受取期間（年）	年金月額（約 万円）	年金受取総額（約 万円）
B	3,000	20	13.5	3,258
C	3,000	15	17.6	3,181
D	3,000	10	25.8	3,105
E	2,500	25	9.2	2,781
G	2,500	15	14.7	2,651
H	2,500	10	21.5	2,587
I	2,000	25	7.4	2,225
K	2,000	15	11.7	2,121
L	2,000	10	17.2	2,070
M	1,500	25	5.5	1,668
N	1,500	20	6.7	1,629
P	1,500	10	12.9	1,552
Q	1,000	20	4.5	1,086
R	1,000	15	5.8	1,060
T	1,000	5	16.8	1,010
U	600	20	2.7	651
V	600	15	3.5	636
W	600	10	5.1	621

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

次ページに続く

◎保険料

月額給付＋ボーナス給付（年2回）コース

申込コース	性別	本人 保険料（円） 年齢【保険年齢】（生年月日） 15～35歳（1988.10.2～2009.10.1） 月払	15～35歳 半年払	36～40歳（1983.10.2～1988.10.1） 月払	36～40歳 半年払	41～45歳（1978.10.2～1983.10.1） 月払	41～45歳 半年払	46～50歳（1973.10.2～1978.10.1） 月払	46～50歳 半年払
B1	男性	2,490	2,515	3,120	3,150	4,170	4,210	6,030	6,090
	女性	1,680	1,695	2,700	2,725	3,210	3,240	4,620	4,665
C1	男性	2,490	2,515	3,120	3,150	4,170	4,210	6,030	6,090
	女性	1,680	1,695	2,700	2,725	3,210	3,240	4,620	4,665
D1	男性	2,490	2,515	3,120	3,150	4,170	4,210	6,030	6,090
	女性	1,680	1,695	2,700	2,725	3,210	3,240	4,620	4,665
E1	男性	2,075	2,515	2,600	3,150	3,475	4,210	5,025	6,090
	女性	1,400	1,695	2,250	2,725	2,675	3,240	3,850	4,665
G1	男性	2,075	2,515	2,600	3,150	3,475	4,210	5,025	6,090
	女性	1,400	1,695	2,250	2,725	2,675	3,240	3,850	4,665
H1	男性	2,075	2,515	2,600	3,150	3,475	4,210	5,025	6,090
	女性	1,400	1,695	2,250	2,725	2,675	3,240	3,850	4,665
I1	男性	1,660	2,515	2,080	3,150	2,780	4,210	4,020	6,090
	女性	1,120	1,695	1,800	2,725	2,140	3,240	3,080	4,665
K1	男性	1,660	2,515	2,080	3,150	2,780	4,210	4,020	6,090
	女性	1,120	1,695	1,800	2,725	2,140	3,240	3,080	4,665
L1	男性	1,660	2,515	2,080	3,150	2,780	4,210	4,020	6,090
	女性	1,120	1,695	1,800	2,725	2,140	3,240	3,080	4,665
M1	男性	1,245	5,030	1,560	6,300	2,085	8,420	3,015	12,180
	女性	840	3,390	1,350	5,450	1,605	6,480	2,310	9,330
N1	男性	1,245	5,030	1,560	6,300	2,085	8,420	3,015	12,180
	女性	840	3,390	1,350	5,450	1,605	6,480	2,310	9,330
P1	男性	1,245	5,030	1,560	6,300	2,085	8,420	3,015	12,180
	女性	840	3,390	1,350	5,450	1,605	6,480	2,310	9,330
Q1	男性	830	3,320	1,040	4,158	1,390	5,557	2,010	8,039
	女性	560	2,237	900	3,597	1,070	4,277	1,540	6,158
R1	男性	830	3,320	1,040	4,158	1,390	5,557	2,010	8,039
	女性	560	2,237	900	3,597	1,070	4,277	1,540	6,158
T1	男性	830	3,320	1,040	4,158	1,390	5,557	2,010	8,039
	女性	560	2,237	900	3,597	1,070	4,277	1,540	6,158
U1	男性	498	1,660	624	2,079	834	2,779	1,206	4,019
	女性	336	1,119	540	1,799	642	2,138	924	3,079
V1	男性	498	1,660	624	2,079	834	2,779	1,206	4,019
	女性	336	1,119	540	1,799	642	2,138	924	3,079
W1	男性	498	1,660	624	2,079	834	2,779	1,206	4,019
	女性	336	1,119	540	1,799	642	2,138	924	3,079

申込コース	性別	本人 保険料（円） 年齢【保険年齢】（生年月日） 51～55歳（1968.10.2～1973.10.1） 月払	51～55歳 半年払	56～60歳（1963.10.2～1968.10.1） 月払	56～60歳 半年払	61～65歳（1958.10.2～1963.10.1） 月払	61～65歳 半年払
B1	男性	9,150	9,240	13,860	14,000	21,600	21,815
	女性	6,450	6,515	8,520	8,605	11,520	11,635
C1	男性	9,150	9,240	13,860	14,000	21,600	21,815
	女性	6,450	6,515	8,520	8,605	11,520	11,635
D1	男性	9,150	9,240	13,860	14,000	21,600	21,815
	女性	6,450	6,515	8,520	8,605	11,520	11,635
E1	男性	7,625	9,240	11,550	14,000	18,000	21,815
	女性	5,375	6,515	7,100	8,605	9,600	11,635
G1	男性	7,625	9,240	11,550	14,000	18,000	21,815
	女性	5,375	6,515	7,100	8,605	9,600	11,635
H1	男性	7,625	9,240	11,550	14,000	18,000	21,815
	女性	5,375	6,515	7,100	8,605	9,600	11,635
I1	男性	6,100	9,240	9,240	14,000	14,400	21,815
	女性	4,300	6,515	5,680	8,605	7,680	11,635
K1	男性	6,100	9,240	9,240	14,000	14,400	21,815
	女性	4,300	6,515	5,680	8,605	7,680	11,635
L1	男性	6,100	9,240	9,240	14,000	14,400	21,815
	女性	4,300	6,515	5,680	8,605	7,680	11,635
M1	男性	4,575	18,480	6,930	28,000	10,800	43,630
	女性	3,225	13,030	4,260	17,210	5,760	23,270
N1	男性	4,575	18,480	6,930	28,000	10,800	43,630
	女性	3,225	13,030	4,260	17,210	5,760	23,270
P1	男性	4,575	18,480	6,930	28,000	10,800	43,630
	女性	3,225	13,030	4,260	17,210	5,760	23,270
Q1	男性	3,050	12,197	4,620	18,480	7,200	28,796
	女性	2,150	8,600	2,840	11,359	3,840	15,358
R1	男性	3,050	12,197	4,620	18,480	7,200	28,796
	女性	2,150	8,600	2,840	11,359	3,840	15,358
T1	男性	3,050	12,197	4,620	18,480	7,200	28,796
	女性	2,150	8,600	2,840	11,359	3,840	15,358
U1	男性	1,830	6,098	2,772	9,240	4,320	14,398
	女性	1,290	4,300	1,704	5,679	2,304	7,679
V1	男性	1,830	6,098	2,772	9,240	4,320	14,398
	女性	1,290	4,300	1,704	5,679	2,304	7,679
W1	男性	1,830	6,098	2,772	9,240	4,320	14,398
	女性	1,290	4,300	1,704	5,679	2,304	7,679

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2024年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
※保険料は毎月の給与から控除します。
※ボーナス払はボーナスより控除します。
※半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。
※配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。

次ページに続く

月額給付コース

本　人								
申込コース	性別	月払保険料(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		15～35歳 (1988.10.2～2009.10.1)	36～40歳 (1983.10.2～1988.10.1)	41～45歳 (1978.10.2～1983.10.1)	46～50歳 (1973.10.2～1978.10.1)	51～55歳 (1968.10.2～1973.10.1)	56～60歳 (1963.10.2～1968.10.1)	61～65歳 (1958.10.2～1963.10.1)
B	男性	2,490	3,120	4,170	6,030	9,150	13,860	21,600
	女性	1,680	2,700	3,210	4,620	6,450	8,520	11,520
C	男性	2,490	3,120	4,170	6,030	9,150	13,860	21,600
	女性	1,680	2,700	3,210	4,620	6,450	8,520	11,520
D	男性	2,490	3,120	4,170	6,030	9,150	13,860	21,600
	女性	1,680	2,700	3,210	4,620	6,450	8,520	11,520
E	男性	2,075	2,600	3,475	5,025	7,625	11,550	18,000
	女性	1,400	2,250	2,675	3,850	5,375	7,100	9,600
G	男性	2,075	2,600	3,475	5,025	7,625	11,550	18,000
	女性	1,400	2,250	2,675	3,850	5,375	7,100	9,600
H	男性	2,075	2,600	3,475	5,025	7,625	11,550	18,000
	女性	1,400	2,250	2,675	3,850	5,375	7,100	9,600
I	男性	1,660	2,080	2,780	4,020	6,100	9,240	14,400
	女性	1,120	1,800	2,140	3,080	4,300	5,680	7,680
K	男性	1,660	2,080	2,780	4,020	6,100	9,240	14,400
	女性	1,120	1,800	2,140	3,080	4,300	5,680	7,680
L	男性	1,660	2,080	2,780	4,020	6,100	9,240	14,400
	女性	1,120	1,800	2,140	3,080	4,300	5,680	7,680
M	男性	1,245	1,560	2,085	3,015	4,575	6,930	10,800
	女性	840	1,350	1,605	2,310	3,225	4,260	5,760
N	男性	1,245	1,560	2,085	3,015	4,575	6,930	10,800
	女性	840	1,350	1,605	2,310	3,225	4,260	5,760
P	男性	1,245	1,560	2,085	3,015	4,575	6,930	10,800
	女性	840	1,350	1,605	2,310	3,225	4,260	5,760
Q	男性	830	1,040	1,390	2,010	3,050	4,620	7,200
	女性	560	900	1,070	1,540	2,150	2,840	3,840
R	男性	830	1,040	1,390	2,010	3,050	4,620	7,200
	女性	560	900	1,070	1,540	2,150	2,840	3,840
T	男性	830	1,040	1,390	2,010	3,050	4,620	7,200
	女性	560	900	1,070	1,540	2,150	2,840	3,840
U	男性	498	624	834	1,206	1,830	2,772	4,320
	女性	336	540	642	924	1,290	1,704	2,304
V	男性	498	624	834	1,206	1,830	2,772	4,320
	女性	336	540	642	924	1,290	1,704	2,304
W	男性	498	624	834	1,206	1,830	2,772	4,320
	女性	336	540	642	924	1,290	1,704	2,304

5

遺族年金プランプラス

保険期間　2024年4月1日(月)からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者　本人　配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本　人・配偶者
	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	300 万円

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.55

ご注意　約款規定については、参照ページをご確認ください。P.59

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族年金プランプラスは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

◎月額保険料　(単位：円)　<保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額300万円>

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性 本　人・配偶者 300万円	女性 本　人・配偶者 300万円
15歳(2008.10.2～2009.10.1)	1,269	777
16歳(2007.10.2～2008.10.1)	1,293	789
17歳(2006.10.2～2007.10.1)	1,317	801
18歳(2005.10.2～2006.10.1)	1,341	816
19歳(2004.10.2～2005.10.1)	1,368	828
20歳(2003.10.2～2004.10.1)	1,392	843
21歳(2002.10.2～2003.10.1)	1,419	858
22歳(2001.10.2～2002.10.1)	1,446	870
23歳(2000.10.2～2001.10.1)	1,476	885
24歳(1999.10.2～2000.10.1)	1,503	900
25歳(1998.10.2～1999.10.1)	1,533	918
26歳(1997.10.2～1998.10.1)	1,566	933
27歳(1996.10.2～1997.10.1)	1,599	951
28歳(1995.10.2～1996.10.1)	1,635	966
29歳(1994.10.2～1995.10.1)	1,671	987
30歳(1993.10.2～1994.10.1)	1,707	1,005
31歳(1992.10.2～1993.10.1)	1,749	1,026
32歳(1991.10.2～1992.10.1)	1,788	1,044
33歳(1990.10.2～1991.10.1)	1,833	1,068
34歳(1989.10.2～1990.10.1)	1,878	1,089
35歳(1988.10.2～1989.10.1)	1,929	1,113
36歳(1987.10.2～1988.10.1)	1,977	1,134
37歳(1986.10.2～1987.10.1)	2,031	1,161
38歳(1985.10.2～1986.10.1)	2,085	1,185
39歳(1984.10.2～1985.10.1)	2,142	1,212
40歳(1983.10.2～1984.10.1)	2,202	1,239
41歳(1982.10.2～1983.10.1)	2,265	1,266
42歳(1981.10.2～1982.10.1)	2,328	1,296
43歳(1980.10.2～1981.10.1)	2,400	1,326
44歳(1979.10.2～1980.10.1)	2,472	1,359
45歳(1978.10.2～1979.10.1)	2,547	1,395
46歳(1977.10.2～1978.10.1)	2,628	1,428

次ページに続く

年齢 【保険年齢】 （生年月日）	男性 本　人・配偶者 300万円	女性 本　人・配偶者 300万円
47歳（1976.10.2～1977.10.1）	2,709	1,464
48歳（1975.10.2～1976.10.1）	2,799	1,500
49歳（1974.10.2～1975.10.1）	2,889	1,539
50歳（1973.10.2～1974.10.1）	2,985	1,578
51歳（1972.10.2～1973.10.1）	3,087	1,617
52歳（1971.10.2～1972.10.1）	3,192	1,659
53歳（1970.10.2～1971.10.1）	3,303	1,701
54歳（1969.10.2～1970.10.1）	3,417	1,746
55歳（1968.10.2～1969.10.1）	3,543	1,791
56歳（1967.10.2～1968.10.1）	3,663	1,836
57歳（1966.10.2～1967.10.1）	3,789	1,881
58歳（1965.10.2～1966.10.1）	3,921	1,932
59歳（1964.10.2～1965.10.1）	4,059	1,983
60歳（1963.10.2～1964.10.1）	4,209	2,040
61歳（1962.10.2～1963.10.1）	4,362	2,094
62歳（1961.10.2～1962.10.1）	4,521	2,154
63歳（1960.10.2～1961.10.1）	4,689	2,220
64歳（1959.10.2～1960.10.1）	4,866	2,289
65歳（1958.10.2～1959.10.1）	5,043	2,361

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

6 医療保障保険＋オプション医療

（医療保障保険＋オプション医療）

保険期間　2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

保障内容等（契約概要部分）

医療保障保険

加入対象者　本人　配偶者　こども

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本　人		本　人・配偶者・こども	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方（ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。）

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.51

ご注意　保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.52

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
オプション医療は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

オプション医療

加入対象者　本人　配偶者

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本　人		本　人・配偶者	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
	A・1Aコース	B・1Bコース	C・1C・D・1Dコース	F・1F・E・1Eコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [疾病・傷害手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 （1回を限度）	100万円 （1回を限度）	100万円 （1回を限度）	100万円 （1回を限度）

女性のみ

保障内容	1Aコース	1Bコース	1C・1Dコース	1F・1Eコース
女性疾病の治療を目的として1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 20・40万円	手術の種類に応じて 16・32万円	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.52

次ページに続く

保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
  加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

医療保障保険

◎月額保険料 （単位：円）

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢【保険年齢】（生年月日）	本　人		本　人・配偶者	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
15～19歳 (2004.10.2～2009.10.1)	2,374	1,906	1,204	736
20～24歳 (1999.10.2～2004.10.1)	3,022	2,424	1,527	929
25～29歳 (1994.10.2～1999.10.1)	3,472	2,784	1,752	1,064
30～34歳 (1989.10.2～1994.10.1)	3,632	2,912	1,832	1,112
35～39歳 (1984.10.2～1989.10.1)	3,624	2,906	1,829	1,111
40～44歳 (1979.10.2～1984.10.1)	4,001	3,209	2,021	1,229
45～49歳 (1974.10.2～1979.10.1)	4,580	3,674	2,315	1,409
50～54歳 (1969.10.2～1974.10.1)	5,827	4,675	2,947	1,795
55～59歳 (1964.10.2～1969.10.1)	7,470	5,996	3,785	2,311
60～64歳 (1959.10.2～1964.10.1)	10,135	8,139	5,145	3,149
65～69歳 (1954.10.2～1959.10.1)	14,531	11,673	7,386	4,528

年齢【保険年齢】（生年月日）	こども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2001.10.2以降に生まれた方)	1,290	784

- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

オプション医療

◎月額保険料 （単位：円）

＜入院保険金日額・手術基準日額：10,000円・8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円＞

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢【保険年齢】（生年月日）	男性				女性			
	本　人 Aコース	本　人 Bコース	本　人 Cコース 配偶者 Dコース	本　人 Fコース 配偶者 Eコース	本　人 1Aコース	本　人 1Bコース	本　人 1Cコース 配偶者 1Dコース	本　人 1Fコース 配偶者 1Eコース
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
15歳 (2008.10.2～2009.10.1)	980	790	500	310	1,630	1,310	820	510
16～20歳 (2003.10.2～2008.10.1)	1,070	860	540	330	1,720	1,380	860	530
21～25歳 (1998.10.2～2003.10.1)	1,120	890	570	350	1,850	1,470	930	570
26～30歳 (1993.10.2～1998.10.1)	1,240	990	640	380	2,300	1,830	1,170	700
31～35歳 (1988.10.2～1993.10.1)	1,300	1,050	660	410	2,210	1,780	1,110	680
36～40歳 (1983.10.2～1988.10.1)	1,330	1,080	680	420	2,300	1,850	1,160	710
41～45歳 (1978.10.2～1983.10.1)	1,410	1,140	730	450	2,620	2,100	1,330	810
46～50歳 (1973.10.2～1978.10.1)	1,650	1,360	870	530	3,150	2,560	1,620	980
51～55歳 (1968.10.2～1973.10.1)	2,680	2,150	1,370	850	4,410	3,530	2,230	1,370
56～60歳 (1963.10.2～1968.10.1)	3,970	3,210	2,070	1,310	5,920	4,760	3,040	1,900
61～65歳 (1958.10.2～1963.10.1)	5,890	4,780	3,120	2,000	7,900	6,390	4,120	2,600
66～69歳 (1954.10.2～1958.10.1)	8,320	6,800	4,520	2,980	10,360	8,430	5,540	3,590

7 重病克服支援制度

保険期間　2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

加入対象者　本人　配偶者

保障内容等（契約概要部分）

- **死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。**
- **7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。**

※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者 300万円	本人・配偶者 500万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［特定疾病保険金］（※１） ●死亡・所定の高度障害状態のとき ［死亡・高度障害保険金］（※１）	300万円	500万円
７大疾病保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［７大疾病保険金］（※２）	150万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき ［がん・上皮内新生物保険金］（※２）	30万円	50万円

ご注意
(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金ごとの保障イメージ ＜お申込金額500万円の場合＞

保険金種類		お支払事由：死亡・高度障害	特定疾病：悪性新生物（がん）（※）	特定疾病：急性心筋梗塞	特定疾病：脳卒中	その他の4疾病：重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	上皮内新生物
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円					
特約	7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で 250万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金		お支払事由のいずれかに該当で 50万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		500万円	800万円	750万円		250万円	50万円

(※) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

ご注意
- ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- ●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

次ページに続く

保険金のお支払いに関するご注意

ご注意　被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病			お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
7大疾病保険金※13	特定疾病保険金	●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	• 上皮内新生物※4 • 悪性黒色腫を除く皮膚がん • 脂肪腫
		●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	• 狭心症 • 解離性大動脈瘤 • 心筋症
		●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	• 一過性脳虚血 • 外傷性くも膜下出血 • 未破裂脳動脈瘤
		●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、糖尿病を発病※5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法※8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
		●重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、高血圧性疾患を発病※5し、その疾病により高血圧性網膜症※9であると医師によって診断されたとき	
		●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法※10を開始したとき	
		●肝硬変	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断されたとき※11	
がん・上皮内新生物保険金			加入日前を含めてはじめて※12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌（乳がん）」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金			死亡されたとき	
高度障害保険金			加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	

※1　お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款「付表１　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり　約款」をご覧ください。

※2　ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3　診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4　「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。

※5　疾病の「発病」（「発生」）および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6　「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7　急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

※8　「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。

※9　キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見（詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約（特定疾病定期Ⅱ用）付表3をご覧ください。）を示す状態。

※10　「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

※11　病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。

※12　ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。

※13　7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。P.49

ご注意　約款規定については、参照ページをご確認ください。P.59

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.55

次ページに続く

保険料

◎月額保険料 （単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・500万円＞

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
15歳 (2008.10.2～2009.10.1)	411	150	36	685	250	60
16～20歳 (2003.10.2～2008.10.1)	534	195	39	890	325	65
21～25歳 (1998.10.2～2003.10.1)	687	210	39	1,145	350	65
26～30歳 (1993.10.2～1998.10.1)	702	240	42	1,170	400	70
31～35歳 (1988.10.2～1993.10.1)	849	315	48	1,415	525	80
36～40歳 (1983.10.2～1988.10.1)	1,122	405	60	1,870	675	100
41～45歳 (1978.10.2～1983.10.1)	1,524	585	90	2,540	975	150
46～50歳 (1973.10.2～1978.10.1)	2,493	1,020	141	4,155	1,700	235
51～55歳 (1968.10.2～1973.10.1)	4,086	1,620	216	6,810	2,700	360
56～60歳 (1963.10.2～1968.10.1)	6,354	2,760	372	10,590	4,600	620
61～65歳 (1958.10.2～1963.10.1)	9,861	4,395	681	16,435	7,325	1,135
66～69歳 (1954.10.2～1958.10.1)	14,562	6,345	1,044	24,270	10,575	1,740

女性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
15歳 (2008.10.2～2009.10.1)	396	165	36	660	275	60
16～20歳 (2003.10.2～2008.10.1)	459	195	45	765	325	75
21～25歳 (1998.10.2～2003.10.1)	534	225	75	890	375	125
26～30歳 (1993.10.2～1998.10.1)	657	300	96	1,095	500	160
31～35歳 (1988.10.2～1993.10.1)	903	435	135	1,505	725	225
36～40歳 (1983.10.2～1988.10.1)	1,290	660	183	2,150	1,100	305
41～45歳 (1978.10.2～1983.10.1)	1,848	1,095	240	3,080	1,825	400
46～50歳 (1973.10.2～1978.10.1)	2,310	1,425	300	3,850	2,375	500
51～55歳 (1968.10.2～1973.10.1)	2,997	1,815	309	4,995	3,025	515
56～60歳 (1963.10.2～1968.10.1)	3,675	2,415	357	6,125	4,025	595
61～65歳 (1958.10.2～1963.10.1)	5,184	2,865	483	8,640	4,775	805
66～69歳 (1954.10.2～1958.10.1)	6,822	3,825	543	11,370	6,375	905

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
  加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
  更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

次ページに続く

＜お知らせ＞重病克服支援制度をご検討の皆さまへ

2024年4月1日更新分より、重病克服支援制度に100万円コースが全年齢でご加入いただけるようになりました。

◎月額保険料 （単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額100万円＞

男性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者 100万円 主契約 100万円	7大疾病保障特約 50万円	がん・上皮内新生物保障特約 10万円
15歳 (2008.10.2～2009.10.1)	137	50	12
16～20歳 (2003.10.2～2008.10.1)	178	65	13
21～25歳 (1998.10.2～2003.10.1)	229	70	13
26～30歳 (1993.10.2～1998.10.1)	234	80	14
31～35歳 (1988.10.2～1993.10.1)	283	105	16
36～40歳 (1983.10.2～1988.10.1)	374	135	20
41～45歳 (1978.10.2～1983.10.1)	508	195	30
46～50歳 (1973.10.2～1978.10.1)	831	340	47
51～55歳 (1968.10.2～1973.10.1)	1,362	540	72
56～60歳 (1963.10.2～1968.10.1)	2,118	920	124
61～65歳 (1958.10.2～1963.10.1)	3,287	1,465	227
66～69歳 (1954.10.2～1958.10.1)	4,854	2,115	348

女性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者 100万円 主契約 100万円	7大疾病保障特約 50万円	がん・上皮内新生物保障特約 10万円
15歳 (2008.10.2～2009.10.1)	132	55	12
16～20歳 (2003.10.2～2008.10.1)	153	65	15
21～25歳 (1998.10.2～2003.10.1)	178	75	25
26～30歳 (1993.10.2～1998.10.1)	219	100	32
31～35歳 (1988.10.2～1993.10.1)	301	145	45
36～40歳 (1983.10.2～1988.10.1)	430	220	61
41～45歳 (1978.10.2～1983.10.1)	616	365	80
46～50歳 (1973.10.2～1978.10.1)	770	475	100
51～55歳 (1968.10.2～1973.10.1)	999	605	103
56～60歳 (1963.10.2～1968.10.1)	1,225	805	119
61～65歳 (1958.10.2～1963.10.1)	1,728	955	161
66～69歳 (1954.10.2～1958.10.1)	2,274	1,275	181

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2024年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- 記載の表は現職中の取扱いとなります。

加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり　約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

8 健康づくりサポート

サービス運営費 月額 200円

元気と勇気を、いつまでも。 健康応援プログラム

加入対象者 **本人**

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず重病克服支援制度とセットでご加入ください。

サービス概要

健康なんてあまり興味がないなあ･･･そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。
病気やけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

サービスメニュー

疾病予防の考え方に基づいた７つのメニューをご利用いただけます。

疾病予防の考え方

- **一次予防「健康増進」** 生活習慣等の見直し・改善により病気そのものの発生を予防
- **二次予防「早期発見」** 早期発見・早期治療により、病気が進行しないうちに治療
- **三次予防「再発防止」** 必要な治療等により、機能の維持・回復を図る

一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき

季刊誌『健康情報』 お届け（年4回）

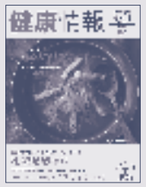
表紙のサンプル

健康的な食事･運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別･年代を問わず楽しめる内容の情報誌。（日経ヘルス編集）
【自宅もしくは職場へ】

② 行動

ヘルシーファミリー倶楽部 ご利用はWebで

イメージ画像

最新の健康情報から、病気･薬･病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

相談ダイヤル お電話で

日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。
健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護･･･。
ご相談には専門スタッフ（看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等）が責任を持って対応。
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

行動

テレセカンド® お電話で

病院に受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

ホスピサーチ® お電話で

名医が在籍する医療機関の情報（「医療機関名」及び「診療科」）をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

＊名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。
また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。
テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors,Incの商標です。

③ 増進

WELBOX（ウェルボックス） ご利用はWebで

イメージ画像

国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

CLUB FUJITA お電話で

会員制リゾートホテル施設ウィスタリアンライフクラブ（全国7施設）を優待料金で利用可能。
・神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原

健康づくりサポートの取扱い

加入期間	加入期間1年間（2024年4月1日～2025年3月31日）で以後毎年更新します（自動更新）。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円（月額、消費税を含む）をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。（※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。）

個人情報に関する取扱いについて

1．個人情報の利用目的
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。

2．個人情報の取扱いの委託について
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社（以下、当社といいます。）が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。

3．保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。
【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター（株）（事務委託先）
団体サービス部　生活・健康サービスグループ
03－5952－5069

4．個人情報提供の任意性
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

健康づくりサポート加入者規約

第1条（目的）
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社（以下、当社といいます）が健康づくりサポートの加入申込みをされた方（以下、加入者といいます）に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティー・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。

第2条（加入資格等）
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。

第3条（運営費）
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額（消費税を含む）をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。

第4条（加入者証の付与）
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。

第5条（健康情報の提供）
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。

第6条（サービスの内容）
1. サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報に関するサービス
（1）健康情報誌等による各種健康情報の提供
（2）電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
（3）その他
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条（届出事項の変更）
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条（脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い）
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条（加入期間）
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条（データ保護）
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条（規約の変更）
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条（契約の終了）
1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先　健康づくりサポート事務局：0120－567－074（平日9：00～17：00）

MYLP－バー23－健サ－001

9 長期療養収入補償制度

保険期間　2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

加入対象者　本人

保障内容等（契約概要部分）・保険料

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ　保険金月額10万円の場合

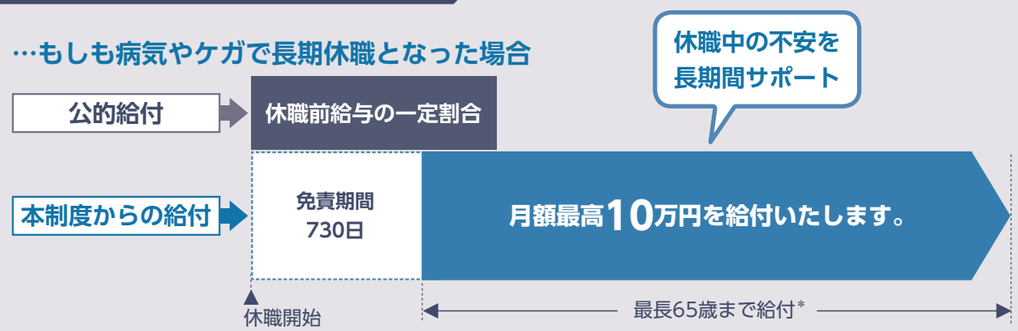

＊55～64歳の方は3年が限度です。
＊所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

◎月額保険料　（単位：円）

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢【満年齢】(生年月日)	免責期間	補償対象期間	男性 保険金月額10万円 1コース	男性 保険金月額20万円 2コース	女性 保険金月額10万円 1コース	女性 保険金月額20万円 2コース
18～24歳 (1999.4.2～2006.4.1)	730日	65歳	823	-	570	-
25～29歳 (1994.4.2～1999.4.1)			860	-	750	-
30～34歳 (1989.4.2～1994.4.1)			930	-	988	-
35～39歳 (1984.4.2～1989.4.1)			1,150	2,300	1,458	2,917
40～44歳 (1979.4.2～1984.4.1)			1,720	3,440	2,352	4,703
45～49歳 (1974.4.2～1979.4.1)			2,515	5,030	3,353	6,705
50～54歳 (1969.4.2～1974.4.1)			3,542	7,084	4,362	8,724
55～59歳 (1964.4.2～1969.4.1)		3年	2,409	4,818	2,563	5,126
60～64歳 (1959.4.2～1964.4.1)			4,242	8,484	3,995	7,989

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
  加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.55

10

傷害給付

保険期間　2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

加入対象者　本人　配偶者　こども

保障内容等（契約概要部分）・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害（ケガ）を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害に対して、保険金が給付されます。

こんな時に補償されます。

車にはねられケガをした

階段でころんでケガをした

自転車でころんでケガをした

職場でドアにぶつかりケガをした

地震で家の壁が倒壊しケガをした

意向確認【ご加入前のご確認】

傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

（単位：円）

補償概要・補償項目		本　人・配偶者	こども
		Sコース	XSコース
傷害	傷害により、入院した場合（事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について）［入院保険金］	日額 3,000円	日額 3,000円
傷害	傷害により、所定の手術を受けた場合（ただし、1事故につき手術1回が限度）〈状況により〉［手術保険金］	1.5または 3万円	1.5または 3万円
傷害	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合（事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度）［通院保険金］	日額 1,900円	日額 1,900円
月　額　保　険　料		790	790

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.50

11 ご注意いただきたいこと

ご注意

ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について …… 49
保険金・給付金をお支払いできない場合について …… 49
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について …… 50
遺族年金プラン …… 50
傷害給付 …… 50
医療保障保険+オプション医療<医療保障保険> …… 51
医療保障保険+オプション医療<オプション医療> …… 52
重病克服支援制度 …… 55
遺族年金プランプラス …… 55
長期療養収入補償制度 …… 55
その他 …… 57

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

遺族年金プラン・重病克服支援制度・遺族年金プランプラス

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの※
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

身体部位略図

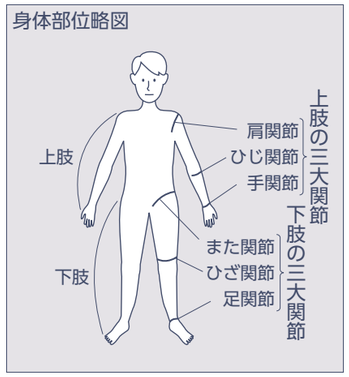

1．眼の障害(視力障害)

⑴視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
⑵「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
⑶視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害

⑴「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

遺族年金プラン・傷害給付・医療保障保険+オプション医療<医療保障保険>・医療保障保険+オプション医療<オプション医療>・重病克服支援制度・遺族年金プランプラス・長期療養収入補償制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由※に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(㊟生命保険商品のみ)
●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
＊告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(㊟生命保険商品のみ)
●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(㊟長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があったとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

遺族年金プラン

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害給付

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ＊ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限ります。
●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
●傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。

次ページに続く

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。

●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。

●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。

※1．長管骨または脊柱　　2．長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。)
3．肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。)

●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。

●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

●保険金受取人は被保険者本人です。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合㊟ ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害　など

㊟告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

●加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
㊟被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。

●傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
㊟治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。

●「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

㊟・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

●入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊お支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 ＊1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

次ページに続く

●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません㊟。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
㊟したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘（ばってい）術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
●保険金受取人は被保険者本人になります。
●介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。
●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く） 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕（はんこん）の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕（はんこん）に対する植皮術 2. 瘢痕（はんこん）形成術（非観血手術を除く）
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術（生検を除く）

●介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
①公的介護保険要介護２以上の認定がなされた場合
②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ㈠食事　㈡排せつ　㈢入浴　㈣衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ㈠歩行　㈡食事　㈢排せつ　㈣入浴　㈤衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること ㈠徘徊をする、または迷子になる。　㈡過食、拒食または異食をする。 ㈢所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。　㈣乱暴行為または破壊行為をする。 ㈤興奮し騒ぎ立てる。　㈥火の不始末をする。　㈦物を盗む、またはむやみに物を集める。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 （三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除く）	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。） ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱　など ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。　など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

次ページに続く

重病克服支援制度

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき （ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

遺族年金プランプラス

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき （ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

長期療養収入補償制度

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について】

加入日（継続加入の場合は更新日）現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後（731日目）	満65歳に達した日※
満55歳以上の方		3年を限度※

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。
●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1．身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
　(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
　(ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
　(ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2．免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
なお、所得喪失率は、

$$1-\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。
＊初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて１年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
　①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
　②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
＊他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません㊟。
　ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
　㊟したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
●保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
●保険金受取人は被保険者本人になります。
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

次ページに続く

保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。） ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害（アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。）を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例）統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度・遺族年金プランプラス

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

●代理請求特約［Ｙ］の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情㊟がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
㊟「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の１～５のうちのいずれかの方となります。
1．被保険者の戸籍上の配偶者　2．被保険者の直系血族　3．被保険者の兄弟姉妹　4．被保険者の３親等内の親族
5．次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
ア．上記１～４以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
イ．被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）
＊保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約［Ｙ］を付加することはできません。
●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約［Ｙ］の詳細は「ご契約のしおり　約款」に記載されています。必ずご確認ください。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

遺族年金プラン・医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞・重病克服支援制度・遺族年金プランプラス

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日㊟からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
㊟下線部分について
【傷害給付】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」
となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。
●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
●ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて１年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から１年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて１年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
●ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

次ページに続く

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
●新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120－661－320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

約款規定について

重病克服支援制度・遺族年金プランプラス

約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）に掲載しています。

保険契約の解除について

傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

遺族年金プラン・医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞・重病克服支援制度・遺族年金プランプラス

【ご照会・ご相談窓口】

●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」）
●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室
0120－255－400（フリーダイヤル（無料））
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター］＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター
0570－022808（ナビダイヤル（有料））
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

【傷害給付】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から３カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100％、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80％まで補償されます。

【医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90％まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について　～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞

明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。
【登録事項】　⑴被保険者の氏名、生年月日および性別　⑵保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
⑶治療給付率　⑷入院給付金日額または基準給付金額
⑸保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
⑹保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。）　⑺契約日
※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・長期療養収入補償制度

明治安田ライフプランセンター株式会社　電話番号：03-5952-1061
明治安田生命保険相互会社　電話番号：082-247-6987

退職後制度のご案内

①遺族年金プラン プラス以外の退職後制度の詳細については、パンフレットを参照ください。
②退職後リレープラン、遺族年金プラン プラス、退職後重病克服支援制度について年齢は保険年齢です。

制度に関することについては、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
フリーダイヤル(0120)07-0841　島根県高等学校教職員組合

80歳まで死亡・高度障害を保障

★退職後リレープラン(死亡・高度障害の保障＋災害による入院・通院等を補償)

リレープラン
200万円・400万円・600万円・800万円
(死亡・高度障害保険金)

普通傷害保険
10年間
傷害による
死亡・入院・通院補償等

80歳

■特長
健康告知は不要で80歳までの死亡・高度障害の保障と、10年間の傷害による死亡・入院・通院等の補償を準備することができます。

■加入資格
退職時、「遺族年金プラン」に2年以上継続加入している満65歳6ヵ月までの退職予定者

■保険料
年払または全期前納一括払です。(年払を選択の場合、2年目以降は指定口座より引去)

■保障内容
リレープラン：200万円、
一時払退職者傷害保険：10G型(職種A級)の場合

リレープラン　死亡・高度障害時　200万円　80歳まで

一時払退職者傷害保険　10年間

●傷害による
死亡保険金　：276.5万円
入院保険金日額　：4,000円(1事故180日限度)
通院保険金日額　：1,000円(1事故90日限度)
手術保険金(状況により)　：2.0・4.0万円
●賠償責任　：1億円

■年払保険料(リレープラン：200万円)＋(一時払退職者傷害保険：10G型(職種A級))(例)

年齢	リレープラン 男性	リレープラン 女性	一時払 退職者傷害保険
58歳	59,960 円	29,300 円	一時払 保険料 10万円
59歳	62,860 円	30,520 円	
60歳	66,010 円	31,830 円	
61歳	69,280 円	33,170 円	
62歳	72,860 円	34,620 円	
63歳	76,730 円	36,200 円	

※上表以外の保険年齢に該当する方は、引受保険会社までお問い合わせください。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)60歳＝満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで
＜一時払退職者傷害保険について＞
※補償額は職種級別により異なります。職種級別は、お仕事の内容に応じて決まります。
ご退職後もお仕事をされる方で、職種級別について不明な場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
※保険契約締結後、職業・職務の変更があった場合は、すみやかに取扱代理店へお申し出ください。
例えば、A級職種⇒B級職種への変更の場合、保険料の差額について追加保険料のお払い込みが必要となります。
また、B級職種⇒A級職種への変更の場合、保険金額・日額は変更せず、保険料の差額について返還します。
※記載の補償内容は、2022年4月1日時点の保険料率により計算されています。
※補償内容は、ご加入時の保険料率により決定しますので、今後の保険料率の改定により実際の補償内容も改定されることがありますので、最新のパンフレットをご確認ください。

※この制度はリレープラン(無配当定期保険(Ⅱ型))と普通傷害保険をセットしたものです。　※リレープラン(無配当定期保険(Ⅱ型))と普通傷害保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
※それぞれの保障内容、保険料等の詳細についてはパンフレットをご参照ください。

※記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

次ページに続く

加入時の保険料率のままで75歳まで死亡・高度障害保障を準備

★遺族年金プラン プラス（死亡・高度障害を保障）

■在職中

退職まで

遺族年金プラン

遺族年金プラン プラス

・在職中の上乗せ保障部分
・保険料率は加入時のまま据え置き

■退職後

75歳まで

遺族年金プラン プラス

・遺族年金プラン プラスのみで
75歳まで保障を準備

■特長

加入年齢時の保険料率のまま75歳まで死亡・高度障害時の保障を準備することができます。

■加入資格

在職中の「遺族年金プラン」に「遺族年金プラン プラス」を付加されていた方のみ継続加入できます。

■保険料

一括前納か口座年払です。

★退職後終身医療保険

詳細は退職後終身医療保険のパンフレットをご確認ください。

※記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

次ページに続く

80歳まで特定疾病と死亡・高度障害を保障

★退職後重病克服支援制度

■特長
健康告知は不要で、80歳まで下記の保障を準備することができます。

■加入資格
退職時、「重病克服支援制度」に加入している満65歳6ヵ月までの退職予定者

■保険料
年払または全期前納一括払です。(年払を選択の場合、2年目以降は指定口座より引去)

■保障内容
・特定疾病に対する治療費として　特定疾病保険金
・死亡・所定の高度障害のとき　死亡・高度障害保険金
・7大疾病に対する治療費として　7大疾病保険金(※)
・悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定された場合　がん・上皮内新生物保険金(※)
(※)特約を付加した場合

保障区分	保障内容	本　人・配偶者			
		100万円	200万円	300万円	400万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［特定疾病保険金］（※１）	100万円	200万円	300万円	400万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき ［死亡・高度障害保険金］（※１）				
７大疾病保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［７大疾病保険金］（※２）	50万円	100万円	150万円	200万円
がん・上皮内新生物保障特約	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき ［がん・上皮内新生物保険金］（※２）	10万円	20万円	30万円	40万円

(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
＊余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます(リビング・ニーズ特約)。
保険金等のお支払いについて、「保険金のお支払いに関するご注意」、「退職後重病克服支援制度のお取扱いについて」、「ご契約のしおり　約款」に詳細が記載されています。必ずご確認ください。

・リレープラン、退職後重病克服支援制度における満期までの保険料について口座振替による年払または全期前納によるお振り込みのいずれかを選択いただけます。
※詳細は、退職時に送付されるパンフレットをご参照ください。
※記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

保険金ごとの保障イメージ ＜お申込金額200万円の場合＞

保険金種類		お支払事由					
		死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内新生物
			悪性新生物（がん）（※）	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 200万円					
特約	7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で 100万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金		←	お支払事由のいずれかに該当で 20万円			→
お支払事由ごとの保険金額合計		200万円	320万円	300万円		100万円	20万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

■保険料(80歳満了・保険金額200万円・年払(口座振替扱)・男性の場合)
※【特約型】保険料は、「7大疾病保障特約」「がん・上皮内新生物保障特約」を付加した場合の保険料です。

保険金額	保険年齢	【特約型】保険料※	(内)7大疾病保障特約分	(内)がん・上皮内新生物保障特約分	【一般型】保険料
申込金額200万円の場合	58歳	165,898 円	46,230 円	7,268 円	112,400 円
	59歳	173,180 円	48,190 円	7,590 円	117,400 円
	60歳	180,626 円	50,030 円	7,936 円	122,660 円
	61歳	188,080 円	51,980 円	8,280 円	127,820 円
	62歳	195,896 円	54,050 円	8,626 円	133,220 円
	63歳	203,950 円	56,120 円	8,970 円	138,860 円

※上表以外の保険年齢に該当する方は、引受保険会社までお問い合わせください。
※上表以外の保険金額については、引受生命保険会社までお問い合わせください。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 60歳＝満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用㊟し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

㊟保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：https://www.meijiyasuda.co.jp/　明治安田損害保険株式会社：https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）をご参照ください。

－死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

【遺族年金プラン・傷害給付・医療保障保険＋オプション医療＜医療保障保険＞・医療保障保険＋オプション医療＜オプション医療＞・重病克服支援制度・長期療養収入補償制度】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【遺族年金プランプラス】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

島根県高等学校教職員組合　**フリーダイヤル**

0852-21-0841　**0120-07-0841**

〒690-0886　島根県松江市母衣町５５　島根県教育会館内

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社　中国・四国公法人部法人営業部

082-247-6987

〒730-0035　広島県広島市中区本通６－１１明治安田生命広島本通ビル9階

MY-A-24-団-000214 MY-A-24-医-000215 MY-A-24-特疾-000216 MY-A-24-定期-000217 MYG-A-23-傷-579 MYG-A-23-L-580
MYG-A-23-医-581 MYLP-パ-23-健サ-001